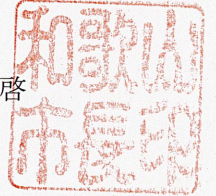


公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告申請が提出されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月5日

和歌山市長 尾花正啓



- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
 - (1) 名称 木ノ本西総有資産管理組合
 - (2) 区域 別紙のとおり
 - (3) 主たる事務所 和歌山市木ノ本1052番地
- 2 申請不動産に関する事項
 - (1) 土地 別紙のとおり
 - (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所 別紙のとおり
- 3 異議を述べることができる者の範囲
 - (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
 - (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
 - (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 4 異議を述べることができる期間及び方法
 - (1) 期間 公告期間内
 - (2) 方法 和歌山市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。
- 5 公告期間
令和7年2月5日から令和7年5月7日まで

○申請を行った認可地縁団体の区域

和歌山県和歌山市木ノ本12番地の1、同所14番地、同所22番地、同所222番地、同所246番地の4、同所971番地、同所973番地、同所975番地、同所983番地、同所987番地の2、同所989番地の1、同所992番地、同所994番地、同所1000番地、同所1003番地、同所1006番地、同所1010番地、同所1012番地、同所1014番地、同所1015番地、同所1017番地、同所1019番地、同所1022番地、同所1024番地、同所1025番地、同所1030番地、同所1032番地の1、同所1035番地の1、同所1040番地、同所1042番地、同所1049番地、同所1051番地、同所1055番地、同所1056番地、同所1058番地、同所1060番地、同所1061番地、同所1067番地、同所1069番地、同所1070番地、同所1071番地、同所1075番地、同所1076番地、同所1078番地の3、同所1082番地の1、同所1089番地、同所1094番地、同所1095番地、同所1102番地、同所1105番地の1、同所1106番地の2、同所1107番地、同書1109番地、同所1110番地、同所1116番地、同所1119番地、同所1132番地の1、同所1141番地、同所1143番地、同所1147番地、同所1149番地、同所1154番地、同所1155番地、同所1159番地、同所1161番地

○申請不動産に関する事項

・土地

地目	面積	所在地
山林	869㎡	和歌山市木ノ本字北山1816番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

住所及び番地：登記事項証明に記載無し

氏名又は名称：高橋 勘十郎、木本 次郎四郎、花谷 嘉助、花谷 市太夫、木本 槌三郎、木本 常吉、木本 兵之右エ門、垣内 助右エ門、清水 源太郎、垣内 喜太郎、貞木 勘右エ門、木本 七郎兵衛、木本 文之右エ門、木本 太兵衛、花谷 平三郎、中谷 平之丞、垣内 太郎、垣内 文三郎、谷河 文右エ門、垣内 麻太郎、垣内 源松、谷河 太郎右エ門、高橋 助一郎、垣内 七郎兵衛、垣内 源三郎、垣内 嘉右エ門、垣内 直右エ門、木本 五郎右エ門、垣内 民恵、垣内 房楠、谷河 勇次郎、谷河 弥三郎、垣内 與惣右エ門、田内 亀吉、宮本 春造、高橋 健

之助、中谷 甚太夫、木本 庄蔵、木本 太郎左エ門、田口 新助、木本 久兵エ、中谷 吉之右エ門、谷河 澤楠、中谷 吉左エ門

・土地

地 目	面 積	所 在 地
山 林	9 9 m ²	和歌山市木ノ本字北山1 8 2 6 番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

住所及び番地：登記事項証明に記載無し

氏名又は名称：高橋 勘十郎、木本 次郎四郎、花谷 嘉助、花谷 市太夫、木本 掬三郎、木本 兵之右エ門、木本 常吉、垣内 助右エ門、清水 源太郎、垣内 喜太郎、貞木 勘右エ門、木本 七郎兵エ、木本 源之右エ門、木本 太兵エ、花谷 平三郎、中谷 平之丞、垣内 太郎、谷河 文右エ門、垣内 文三郎、垣内 麻太郎、垣内 源松、谷河 太郎右エ門、垣内 七郎兵エ、高橋 助一郎、垣内 源三郎、垣内 嘉右エ門、垣内 直右エ門、木本 五郎右エ門、垣内 民恵、垣内 房楠、谷河 勇次郎、谷河 孫三郎、垣内 與惣右エ門、田内 亀吉、宮本 春造、高橋 健之助、中谷 甚太夫、木本 庄蔵、田内 新助、木本 久兵エ、中谷 吉之右エ門、谷河 澤楠、中谷 吉左エ門、木本 太郎左エ門

・土地

地 目	面 積	所 在 地
山 林	8, 7 3 0 m ²	和歌山市木ノ本字権現山1 8 3 6 番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

住所及び番地：登記事項証明に記載無し

氏名又は名称：高橋 勘十郎 外4 3 人（4 3 人の記載無し）

・土地

地 目	面 積	所 在 地
山 林	1 1 5 m ²	和歌山市木ノ本字権現山1 8 3 8 番

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

住所及び番地：登記事項証明に記載無し

氏名又は名称：高橋 勘十郎、木本 次郎四郎、花谷 嘉助、花谷 市太夫、木本 掬三郎、木本 兵之右エ門、清水 源太郎、木本 常吉、垣内 助右エ門、

垣内 喜太郎、貞木 勘右工門、木本 七郎兵工、木本 文之右工門、
木本 太兵工、花谷 平三郎、花谷 平之丞、垣内 太郎、谷河 文右
工門、垣内 文三郎、垣内 麻太郎、垣内 源松、谷河 太郎右工門、
垣内 七郎兵工、高橋 助一郎、垣内 源三郎、垣内 嘉右工門、垣内
直右工門、木本 五郎右工門、垣内 民惠、垣内 房楠、谷河 勇次郎、
谷河 孫三郎、垣内 與惣右工門、田内 龜吉、宮本 春造、高橋 健
之助、中谷 甚太夫、木本 庄藏、田内 新助、木本 久兵工、中谷 吉
之右工門、谷河 澤楠、中谷 吉左工門、木本 太郎左工門